

屋外広告物現況調査の実施について

現在市内には多くの屋外広告物が掲出されています。屋外広告物条例に則って設置するよう指導していますが、未申請物件や基準不適合物件など問題を抱えた物件も数多く存在し、これからの対応が課題となっています。また、全国の自治体が同様の問題を抱えている中、現状の把握をどのように行っていくかも課題となっています。そこで、それぞれの課題に対応するにあたって、屋外広告物が適正に設置されているのか現状を把握する目的から、地域特性の違う下記 2 地点を調査対象に選定して現況調査を行いました。

1、調査の対象地区

(1) 中心商業地区

【調査年月日】 平成 29 年 12 月 21 日・25 日・27 日
【調査箇所】 京急久里浜駅周辺 (約 2,100m)
【調査結果】 広告物総数 3,362 件
屋外広告物総数 2,320 件
違反広告物数 551 件
適正掲出率 76.25%

広告物総数(3,362件)					屋内表示 (1,042件)
屋外広告物総数(2,320件)					
申請不要(1,686件)		申請必要(634件)			
		申請有(115件)	未申請(519件)		
適正 (1,654件)	違反 (32件)	適正 (115件)	申請によって 適正になる (502件)	申請しても基 準不適合 (17件)	

(2) 郊外主要沿線地区

【調査年月日】 平成 30 年 1 月 26 日・2 月 1 日・7 日
【調査箇所】 国道 134 号沿線の一部 (約 2,800m)
及び県道 26 号横須賀・三崎線の一部 (約 2,800m)
【調査結果】 広告物総数 2,509 件
屋外広告物総数 1,925 件
違反広告物数 702 件
適正掲出率 63.53%

広告物総数(2,509件)					屋内表示 (584件)
屋外広告物総数(1,925件)					
申請不要(1,135件)		申請必要(790件)			
		申請有(143件)	未申請(647件)		
適正 (1,080件)	違反 (55件)	適正 (143件)	申請によって適正になる (597件)	申請しても基準不適合 (50件)	

2、 中心商業地区の現状

京急久里浜駅周辺には京浜久里浜駅前本通り商店会、京急久里浜駅前商店街振興組合、久里浜仲通り商店街振興組合、久里浜中央通り商店会、久里浜すずらん通り商店会、久里浜西口栄通り商店会の通りに沿った6つの商店街がある。京急久里浜駅周辺は申請の必要がない少量・小型の広告物を掲出する個人商店と、屋上広告塔や袖看板等を掲出する金融機関、大規模なスーパーやパチンコ店などが建ち並んでいる。

商店街にある街路灯には案内看板が、アーケードには、幕、フラッグなどが掲出されており、賑わいを創出している。その中で破損をしている状態のものは2件で全体の2%であり、街路灯に設置されている案内看板が破損している。アーケードに設置されている幕やフラッグは交換しやすいためか、破損・汚損もなく適正に管理されていた。



街路灯に設置されている広告物で一部破損しているものがあつた

申請状況については、申請の必要な物件のうち、店舗全体が未申請である物件

は全体の82%であつた。また、店舗自体は申請があるものの一部未申請の物件がある店舗は全体の11%であり、残りの7%は店舗以外の広告物となっている。

店舗の規模で比較すると、他の地区と同様に個人商店の多くは申請の必要な量までは掲出しおらず、個人商店の申請は少ない。また、全国展開している事業所が申請していない、もしくは事業所としては申請しているものの一部の物件が未申請というケースが見受けられた。

また、基準不適合は全体の1%にも満たない割合であつたが、基準不適合の多くは袖看板の下端の高さが不足していたものであり、改修等による是正が必要である。なお、未申請物件のほとんどは設置基準に適合しているため、申請されれば適正になる。

他法令(道路占用許可等)の関係では、置き看板やのぼり旗を掲出している店舗の多くは、歩道上にはみ出しており、道路占用違反の状態のものがあつた。また、置き看板の29%、の

ぼり旗の 53%が未申請の物件であり、常時掲出されている屋外広告物以外は申請する意識が低いことが窺えた。

3、 郊外主要沿線地区の現状

今回調査した長井から小矢部までのうち、長井から林の国道沿線は、全調査区間にある野立て看板の 76%が掲出されており、その多くが未申請であった。表示内容は遠方にある店舗の案内が主だったが、その多くは未申請であり、第三者広告を掲出している業者の申請意識が低いことが窺えた。

野立て看板にこだわらず、屋外広告物全体となると長井から林までの国道沿線は林から小矢部までと比べると違反率が低く、横須賀市の中心に進み広告物が増えるに従って違反率も高くなっていく傾向があった。

調査の結果、申請が必要となる 10 m²を超えている店舗が、未申請の 93%であり、郊外主要沿線とはいえ、広告板、広告塔の未申請よりも店舗自体の未申請が多くあることが窺えた。

4 mを超える工作物確認を必要とする物件、特定屋外広告物の内、50%が未申請であり、広告主の申請に対する意識が低い。

違反広告物の内、破損・汚損している広告物は 4 件で違反広告物の 1 %にも満たない割合だが、破損・汚損している広告物は景観に悪影響を及ぼすだけではなく、安全面に支障をきたす恐れがあり、適正な管理が求められる。

大型店舗が少なく、また個人商店でも敷地が広い店舗が多いため、のぼり旗や置き看板の掲出は、他法令（道路占用許可等）に抵触するような状態はほとんど見受けられなかった。



破損・汚損している広告物が掲出されている店舗があった

4、 確認された問題点についての対応方針

（１）車歩道上に掲出されている違反広告物について

指導しても改善の見られない店舗については、景観美化パトロールを引き続き実施する。そのことにより、掲出者に景観や安全なまちづくりへの意識を高めてもらい、違反広告物の軽減に努める。また、敷地と歩道の境を誤認しているなど制度や規制を理解していないケースもあるため、道路管理者と連携して周知徹底に努める。

(2) 未申請のチェーン店について

申請が必要にも関わらず、これまで申請を行わずに広告物を掲出してきたチェーン店については、他店舗も同様に未申請の場合があり、法令順守に問題があるとも考えられ、条例の周知と申請に向けた指導が必要である。

また、店舗を任されている店長や代理店に対して個別に指導を行うのではなく、本社の管理部門に対し、条例の周知と申請手続について指導を行い、同一経営による他店舗についても屋外広告物の適正な管理につなげる。

(3) 申請漏れのある店舗について

適正に許可を受けている店舗においても、のぼり旗や広告幕などの簡易広告物は常設広告物と許可期限が異なるため、同じ申請書で申請できない等、申請者側の負担が多いこともあり、未申請となることが多いと考えられる。そのため、許可の継続時に追加物件がないかを申請者に確認し、簡易広告物が設置されている場合は、速やかに申請するよう指導する。

また、簡易広告物は常設広告物に比べ、法令順守の意識が低いとも考えられるため指導を徹底する。

(4) 未申請の広告物について

未申請物件の中には、申請をすることで適正になる広告物が多くあるため、未申請物件を多く掲出している店舗から順に、条例の周知と申請手続について指導を行う。また、申請しても基準不適合の物件については、違反度の高いものから、順次指導を行い、屋外広告物の適正な管理につなげる。

(5) 破損・汚損している広告物について

破損・汚損している広告物は、現在営業をしていない店舗に掲出されている場合がある。そのため、道路管理者等他機関と連携して、所有者を特定し、適正な掲出を求める必要がある。万が一事故が発生した場合には、所有者に責任が発生することになるため、安全管理について理解をしてもらい、除却、改修等の適正な管理につなげる。

5、調査対象エリア





許可、業登録、違反広告物の除却等の実績

1. 許可件数

種 類	新 規	継 続	合 計
広 告 板	60	52	112
広 告 塔	118	120	238
壁 面 広 告	423	391	814
屋 上 広 告 板	16	16	32
袖 看 板	30	85	115
置 き 看 板	35	14	49
屋 上 広 告 塔	10	26	36
広 告 幕（3 年）	7	9	16
広 告 幕	16	19	35
電 柱 広 告	84	0	84
アドバルーン	0	0	0
標 識 広 告	16	124	140
車 体 広 告	50	219	269
ア ー チ	0	1	1
吊 下 看 板	0	0	0
は り 紙	0	0	0
は り 札	0	2	2
立 看 板	0	0	0
の ぼ り 旗	142	162	304
バス上屋広告	0	15	15
合 計	1,007 物件	1,255 物件	2,262 物件
許可申請件数	208 件	192 件	400 件
許可申請手数料	3,032,900 円	3,802,100 円	6,835,000 円

2. 屋外広告業の登録件数

(平成 30 年 3 月末日現在)

	市 内	県内（市内除く。）	県 外	合 計
屋外広告業登録	0	0	1	1
特例屋外広告業届	32	216	407	655

3. 違反広告物除却件数

	種 類 別					業 種 別			
	はり紙	はり札	立看板 置看板	のぼり 旗	合 計	不動産	金 融	その他	合 計
委託業者	88	70	58	0	216	57	1	158	216
直 営	2	10	4	0	16	8	0	8	16
協 力 員	229	8	0	0	237	0	0	237	237
合 計	319	88	62	0	469	65	1	403	469

4. 広告景観推進協力員の活動

実施日時	集合場所	対象地区	実施内容	参加人数
4月13日(木) 午後2時	京急堀ノ内駅改札口	堀ノ内～中央	ケイビパト	9人
5月11日(木) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	10人
6月6日(火) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	9人
7月7日(金) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	7人
8月3日(木) 午後2時	JR衣笠駅改札口	JR衣笠駅周辺	ケイビパト	6人
8月24日(木) 午後2時	市役所3号館3階 302会議室	—	意見交換会	7人
9月8日(金) 午後2時	追浜、中央及び久里浜地区		屋外広告の日 キャンペーン	14人
10月12日(木) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	11人
11月10日(金) 午後2時	JR衣笠駅改札口	JR衣笠駅周辺	ケイビパト	5人
12月14日(木) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	8人
1月11日(木) 午後2時	京急汐入駅改札口	汐入駅～逸見駅 周辺	ケイビパト	11人
2月6日(火) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅～京急田 浦駅周辺	ケイビパト	9人
3月9日(金) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	雨天中止

※ 広告景観推進協力員数 18人(平成30年3月末日現在)

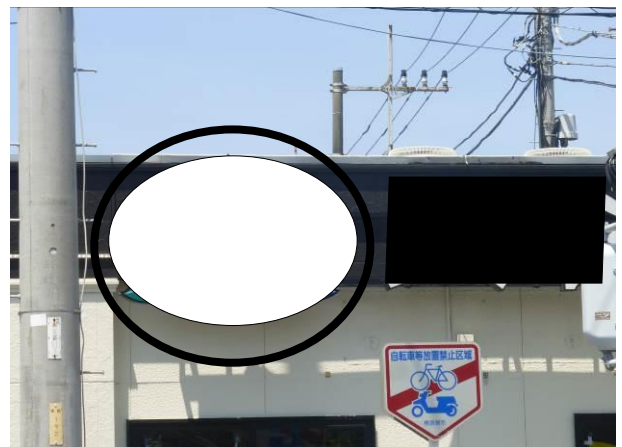
※ パトロール11回実施。意見交換会1回実施。

5. 改修事例

基準に合っていない広告類



基準に合っていない広告類



禁止地域に掲出された広告類

